

札幌市環境影響評価条例施行規則（平成12年規則第21号）新旧対照表

改正前					改正後				
第1条から第57条まで（省略）					第1条から第57条まで（現行のとおり）				
別表1（第3条及び第4条関係）					別表1（第3条及び第4条関係）				
番号	事業の種類	事業内容の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件	番号	事業の種類	事業内容の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件
1の項（省略）					1の項（現行のとおり）				
2	条例第2条第2項第2号に掲げる事業の種類	ア ダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号の電気事業者（以下単	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が50ヘクタール以上であるもの	貯水面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満であるもの	2	条例第2条第2項第2号に掲げる事業の種類	ア ダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電の事業を営む者等（自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用い	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が50ヘクタール以上であるもの	貯水面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満であるもの

に「電気事業者」という。）又は同項第9号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者（以下「卸供給事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が6,000キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）

て電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業、同項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第12号に規定する特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業を営み、又は営もうとする者をいう。以下同じ。）であるもの（当該水力発電所の出力が6,000キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）

<p>イ せきの新築の事業 （当該せきが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたとき、その代表する者が当該水力発電所の事業の用に供する電気事業者又は供給事業者であるもの（当該水力発電所の出力が6,000キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）</p>	<p>計画たん水位（せきの新築又は改築に関する計画において非洪水時にせきによってたえらることとした流水の最高水位でせきの直上流部におけるものをいう。）におけるたん水区域（以下単に「たん水区域」という。）の面積（以下「たん水面積」という。）が50ヘクタール以上であるもの</p>	<p>たん水面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満であるもの</p>
--	--	--------------------------------------

<p>イ せきの新築の事業 （当該せきが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたとき、その代表する者が当該水力発電所の事業の用に供する発電の事業を営む者等であるもの（当該水力発電所の出力が6,000キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）</p>	<p>計画たん水位（せきの新築又は改築に関する計画において非洪水時にせきによってたえらることとした流水の最高水位でせきの直上流部におけるものをいう。）におけるたん水区域（以下単に「たん水区域」という。）の面積（以下「たん水面積」という。）が50ヘクタール以上であるもの</p>	<p>たん水面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満であるもの</p>
--	--	--------------------------------------

<p>ウ せきの改築の事業 （当該改築後のせきが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>電気事業者又は卸供給事業者</u>であるもの（当該水力発電所の出力が6,000キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）</p>	<p>改築後のたん水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、たん水面積が25ヘクタール以上増加することとなるもの</p>	<p>改築後のたん水面積が20ヘクタール以上であり、かつ、たん水面積が10ヘクタール以上増加することとなるもの（この項のウの第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）</p>
<p>エ 放水路の新築の事業</p>	<p>50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの</p>	<p>20ヘクタール以上50ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更するもの</p>

<p>ウ せきの改築の事業 （当該改築後のせきが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>発電の事業を営む者等</u>であるもの（当該水力発電所の出力が6,000キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）</p>	<p>改築後のたん水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、たん水面積が25ヘクタール以上増加することとなるもの</p>	<p>改築後のたん水面積が20ヘクタール以上であり、かつ、たん水面積が10ヘクタール以上増加することとなるもの（この項のウの第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）</p>
<p>エ 放水路の新築の事業</p>	<p>50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの</p>	<p>20ヘクタール以上50ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更するもの</p>

3の項及び4の項 (省略)		
5	<p>条例第2条ア 水力発電所の設置 第2項第5号に掲げる事業の種類</p>	<p>出力が15,000キロワット以上である発電所を設けるもの 出力が6,000キロワット未満である発電所を設けるもの</p>

3の項及び4の項 (現行のとおり)		
5	<p>条例第2条ア 水力発電所の設置 第2項第5号に掲げる事業の種類</p>	<p>出力が15,000キロワット以上である発電所を設けるもの 出力が6,000キロワット未満である発電所を設けるもの</p>

る部分を除く。)		
イ 水力発電所の設置出力が6,000キロ の工事の事業（当該 水力発電所の設置の 工事が貯水面積が50 ヘクタール以上であ るダムの新築、たん 水面積が50ヘクタ ール以上であるせきの 新築又は改築後のた ん水面積が50ヘクタ ール以上であり、か つ、たん水面積が25 ヘクタール以上増加 することとなるせき の改築（以下「大規 模ダム新築等」とい う。）を伴い、かつ、 大規模ダム新築等を 行おうとする者（そ の者が2以上である 場合において、これ らの者のうちから代 表する者を定めたど きは、その代表する 者）が当該水力発電 所をその事業の用に		

を除く。)		
イ 水力発電所の設置出力が6,000キロ の工事の事業（当該 水力発電所の設置の 工事が貯水面積が50 ヘクタール以上であ るダムの新築、たん 水面積が50ヘクタ ール以上であるせきの 新築又は改築後のた ん水面積が50ヘクタ ール以上であり、か つ、たん水面積が25 ヘクタール以上増加 することとなるせき の改築（以下「大規 模ダム新築等」とい う。）を伴い、かつ、 大規模ダム新築等を 行おうとする者（そ の者が2以上である 場合において、これ らの者のうちから代 表する者を定めたど きは、その代表する 者）が当該水力発電 所をその事業の用に		

<p>供する<u>電気事業者</u>又は<u>卸供給事業者</u>であるものに限る。)</p>		
<p>ウ 水力発電所の変更の工事の事業（この項のエの事業内容の要件の欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又はせきの新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該せきの新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>電気事業者</u>又は<u>卸供給事業者</u>でないときは、当該</p>	<p>出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの</p>	<p>出力が6,000キロワット以上15,000キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの</p>

<p>供する<u>発電の事業を営む者等</u>であるものに限る。)</p>		
<p>ウ 水力発電所の変更の工事の事業（この項のエの事業内容の要件の欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又はせきの新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該せきの新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>発電の事業を営む者等</u>でないときは、当該ダムの</p>	<p>出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの</p>	<p>出力が6,000キロワット以上15,000キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの</p>

		せきの新築若しくは改築である部分を除く。)		
	エ	水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する <u>電気事業者又は卸供給事業者</u> であるものに限る。）	出力が6,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	
		オからコまで（省略）		
		6の項から19の項まで（省略）		

(以下省略)

		新築若しくは改築である部分を除く。)		
	エ	水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する <u>発電の事業を営む者等</u> であるものに限る。）	出力が6,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	
		オからコまで（現行のとおり）		
		6の項から19の項まで（現行のとおり）		

(以下現行のとおり)

